

🌸 新生児聴覚スクリーニング検査の助成について 🌸

里帰り出産等のため、船橋市と契約をしない医療機関や助産所で、新生児聴覚スクリーニング検査（新生児聴覚検査）受診票を利用できずに新生児聴覚検査費用を支払った場合は、市に申請をすることで助成を受けることができます。⇒ 以下、この方法を「償還払い」の手続きといたします。

助成の対象

受診日当日に船橋市に住民登録がある

- ① 妊婦が出産した生後50日以内の赤ちゃん
 - ② 生後50日以内（妊婦と住民登録が別）の赤ちゃん のどちらか
- （※初回検査のみ対象 / 検査方法は、自動 ABR・ABR・OAE のいずれか / 公費負担額 3,000 円上限）

【申請について】

- ・必要書類を持参の上、なるべく早めにご申請ください。
- ・申請期限：新生児聴覚検査受診後、2年以内です。（※受診日の2年後まで）
- ・市外に転出予定の方は、なるべく転出前に申請してください。
- ・書類審査後に「助成金支給決定通知書」を送付します。申請日から原則として60日以内に申請者の口座に助成金額を振り込みます。

【必要書類】

1. 母子健康手帳（検査の結果が必要になります）

手帳の「検査の記録」のページに新生児聴覚検査内容が記載されていることをご確認ください。（結果の記載がなく、結果用紙を別に貼付されている場合はそちらもご持参ください）

2. 領収書

お母さまもしくはお子様の名前で、診療年月日、医療機関名、新生児聴覚検査であることが記載されていること（※お母さまのご出産時の領収書と一緒にしている場合は、そちらをご持参ください）

3. 診療明細書

4. 未使用の新生児聴覚スクリーニング検査受診票（母子健康手帳別冊に綴られています）

5. 振込先口座のわかるもの（通帳、キャッシュカード等）

保護者名義で銀行・店名・口座番号がわかるもの。（家族カード不可）
（※妊・産婦健診と同時申請の場合は、お母さまの口座になります。）

6. 印鑑（認印で可、シャチハタ不可）

【申請窓口】

各保健センター、船橋駅前総合窓口センター（フェイスビル5階）⑩番母子保健窓口で受け付けます。
（※船橋市役所（本庁舎）の母子手帳コーナーでは受け付けできません）なお、書類審査は地域保健課で行います。

【注意】

※助成金額は公費負担額が上限のため、全額助成ではなく、自己負担が生じる場合があります。

初回検査のみが対象になるので、繰り返し検査や再検査、二次スクリーニング、精密検査は対象外です。

また、保険診療や公費負担項目以外の検査も自己負担となります。なお、助成金額は、検査を受けた年度により異なる場合があります。

＜問い合わせ先＞船橋市 地域保健課 妊婦・乳児一般健康診査担当 / TEL 047-409-3274